

北九州市マンション持続・再生促進支援事業 対象要件

【長期修繕計画整備に要する費用の支援】

本支援金の交付は、1管理組合につき1回を限度とします。

事業の対象となる者	<p>次の各号に掲げる要件の<u>いずれにも該当するもの</u>とする。</p> <p>(1) 次に掲げるマンションの管理者等であること。</p> <p>① 北九州市内に所在すること。</p> <p>② 専有面積の2分の1以上が住宅用途であること。</p> <p>③ 築後20年を経過していること。ただし、再生検討が目的の場合は、築後40年を経過していること。</p> <p>④ 本支援事業を活用して行う長期修繕計画整備について、総会または理事会の決議を経ていること。</p> <p>⑤ 長期修繕計画が未作成であること又は作成済みの場合は、長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の平均額が、「マンションの修繕積立金に関するガイドライン（国土交通省（令和6年6月改訂）」）に示された金額の目安を設定する際に参考とした事例の3分の2が包含される幅の下限值（以下「積立金下限値」という。（別表第1））（マンションに機械式駐車場がある場合は、機械式駐車場の加算単価（別表第2）を加えた額）を下回る金額となっていること。</p> <p>⑥ マンション管理適正化法第5条の4に基づく基準に準拠した別表第3に定める事項に適合する長期修繕計画を作成すること。</p> <p>⑦ 本支援金の交付を過去に受けたことがないこと。</p> <p>(2) 本支援事業を活用して行う取組について、市と事前協議を行っていること。</p> <p>(3) 北九州市税に係る徴収金（北九州市税及び延滞金等）の滞納がないこと。</p> <p>(4) マンション管理組合の代表者情報の登録及び更新に同意していること。</p>
事業の対象となる経費	<p>(1) 長期修繕計画の作成に係る調査・診断報告書の作成に要する経費</p> <p>(2) 長期修繕計画整備に要する経費</p>
支援率	対象事業費の合計額の2分の1（千円未満切り捨て）
支援金の額	上限30万円を限度とし、市長が予算内で必要と認めた額。 （経費の合計額に消費税及び地方消費税の額を含む。）

【管理規約整備に要する費用の支援】

本支援金の交付は、1管理組合につき1回を限度とします。

事業の対象となる者	<p>次の各号に掲げる要件の<u>いずれにも該当するもの</u>とする。</p> <p>(1) 次に掲げるマンションの管理者等であること。</p> <ul style="list-style-type: none">① 北九州市内に所在すること。② 専有面積の2分の1以上が住宅用途であること。③ 築後20年を経過していること。ただし、再生検討が目的の場合は、築後40年を経過していること。④ 本支援事業を活用して行う管理規約整備について、総会または理事会の決議を経ていること。⑤ マンション標準管理規約に準拠した管理規約を作成すること。⑥ 本支援金の交付を過去に受けたことがないこと。⑦ 専門的知識を有する者と契約し、区分所有者による協議により管理規約整備を行うこと。 <p>(2) 本支援事業を活用して行う取組について、市と事前協議を行っていること。</p> <p>(3) 北九州市税に係る徴収金（北九州市税及び延滞金等）の滞納がないこと。</p> <p>(4) マンション管理組合の代表者情報の登録及び更新に同意していること。</p>
事業の対象となる経費	管理規約整備に要する経費
支援率	対象事業費の合計額の2分の1（千円未満切り捨て）
支援金の額	上限10万円を限度とし、市長が予算内で必要と認めた額。 (経費の合計額に消費税及び地方消費税の額を含む。)

【管理計画認定の申請に向けた取組に要する費用の支援】

本支援金の交付は、1 管理組合につき 1 回を限度とします。

事業の対象となる者	次の各号に掲げる要件の <u>いずれにも該当するものとする</u> 。 (1) 次に掲げるマンションの管理者等であること。 ① 北九州市内に所在すること。 ② 専有面積の2分の1以上が住宅用途であること。 ③ 本支援事業を活用して行う認定申請に向けた取組について、総会または理事会の決議を経ていること。 ④ 本支援金の交付を過去に受けたことがないこと。 (2) 本支援事業を活用して行う取組について、市と事前協議を行っていること。 (3) 北九州市税に係る徴収金（北九州市税及び延滞金等）の滞納がないこと。 (4) マンション管理組合の代表者情報の登録及び更新に同意していること。
事業の対象となる経費	北九州市マンション管理計画認定の申請に向けた準備活動に要する経費
支援率	対象事業費の合計額の2分の1（千円未満切り捨て）
支援金の額	上限3万円を限度とし、市長が予算内で必要と認めた額。 (経費の合計額に消費税及び地方消費税の額を含む。)

別表第1 積立金下限値（第6条第3項）

階数	建築延床面積	専有床面積当たりの修繕積立金の額
20階未満	5,000 m ² 未満	235 円/m ² ・月
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	170 円 /m ² ・月
	10,000 m ² 以上 20,000 m ² 未満	200 円/m ² ・月
	20,000 m ² 以上	190 円/m ² ・月
20階以上	—	240 円/m ² ・月

別表第2 機械式駐車場の加算単価（第6条第3項）

機械式駐車場の機種	機械式駐車場の修繕工事費（1台当たりの月額）
2段（ピット1段）昇降式	6,450 円/台・月
3段（ピット2段）昇降式	5,840 円/台・月
3段（ピット1段）昇降横行式	7,210 円/台・月
4段（ピット2段）昇降横行式	6,235 円/台・月
エレベーター方式（垂直循環方式）	4,645 円/台・月
その他	5,235 円/台・月

別表第3 長期修繕計画の作成基準（第6条第3項）

(1)	長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠し作成されていること
(2)	長期修繕計画の作成又は見直しが7年以内に行われていること
(3)	長期修繕計画の実効性を確保するため、計画期間が30年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれるように設定されていること
(4)	長期修繕計画において将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していないこと
(5)	長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと
(6)	長期修繕計画の計画期間の最終年度において、借入金の残高のない長期修繕計画となっていること